Yamada

遺言書作成・保管・執行手続きサービス

遺言信託業務のご案内

～家族の絆と思いやり～

大切なご家族を思いやり、最適な財産の分け方を
山田エスクロー信託がお手伝いさせていただき、家族の絆を守ります

株式会社 山田エスクロー信託

遺言信託業務とは

最近では、核家族化・相続人の権利意識の高まりなどから、遺産分けの話がなかなかまとまらず、家族間の争いがしばしば起こるようになりました。生前に苦労して築き上げた財産がもとで、残されたご家族が疎遠になってしまったのでは悲しいことです。

遺言は、ご家族を思いやり、最適の財産配分を決めることができます。遺産相続争いを防ぐ最善の方法で大切なご家族の絆を守ります。

山田エスクロー信託は遺言者のご意思、目的に沿った遺言書作成のアドバイスをし、遺言書の保管を行い、遺言者の死亡後、遺言執行者として遺言の内容を実現します。

このような方には遺言書の作成を…

- 子供がいないので、遺産の全てを配偶者へ相続させたい
- 老後の世話をしてくれている子供に、より多くの財産をあげたい
- 障がいがある子や病弱な相続人の生活を考慮し、財産を分けたい
- 再婚なので、先妻の子供と後妻の子供間の遺産の調整をしておきたい
- 事業や農業、家業を後継者に継がせるための上手な配分をしておきたい
- 世話になった相続人以外の人や団体に、財産の一部を遺贈、寄付をしたい

相続開始後の遺産分割については《遺言》が最優先され、遺言書内容のとおりの相続手続きが可能となります。

遺言でできること

遺言はあなたの想いと家族の絆のメッセージです

法定相続分とは異なる配分が可能です

ご家族の状況、立場などにより、遺言書で法定相続分とは異なった、きめ細かな配分をすることが可能となります。（なお、「遺留分」という制約があります。）

遺産の具体的な配分が指定できます

長年住み慣れたご自宅は配偶者に、その他の預貯金などは誰々にと、また、事業や農業・家業の後継者に一定の財産を継がせたい等、それぞれの事情にあった遺産の配分を遺言書により指定することが可能です。

法定相続人以外の個人や公益法人などに遺贈ができます

老後親身に世話をしてくれた人等、法定相続人以外の人に財産を遺贈することも、遺言書によれば可能です。最近では、地域社会の施設や学校に寄付する等、社会・公共のために遺産を役立てたいとお考えの方も増えてきています。

遺言執行者を指定しておくと安心です

信頼できる遺言執行者を遺言書で指定しておけば、遺言者の意思の実現が確かなものとなります。また、遺産配分手続きを円滑に運ぶことができ、相続人の負担軽減にもなります。

遺言はいつでも、取り消し（撤回）や書き換えが可能です

遺言書は、一度作成したあとでも遺言者のご意思やご事情の変化などがあれば、いつでも、遺言によって前の遺言を取り消し（撤回）したり書き換えができます。

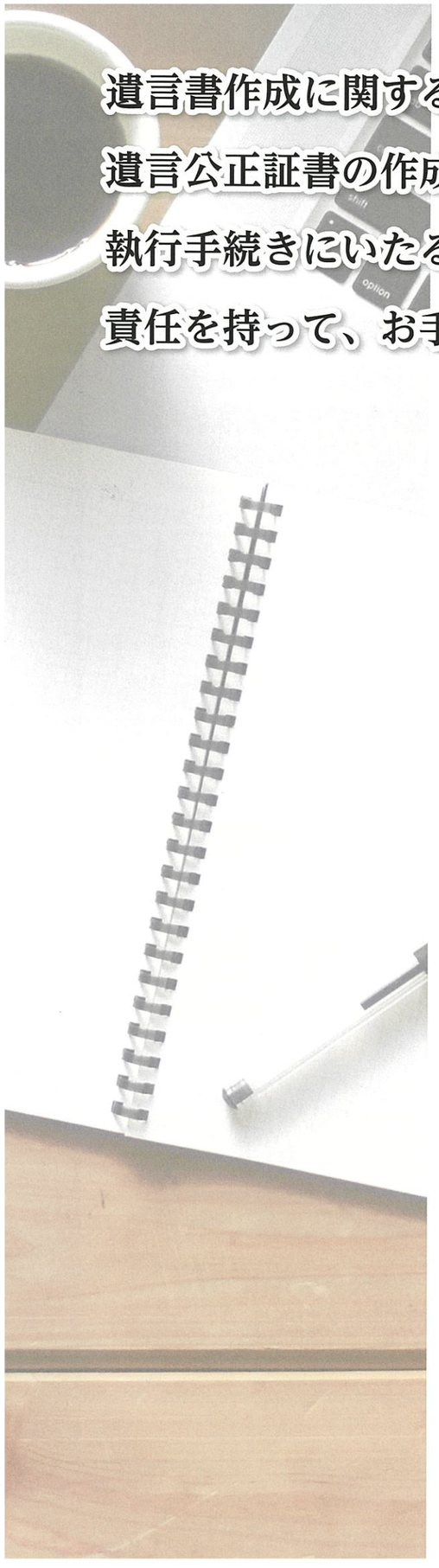

遺言書作成に関する事前のご相談から
遺言公正証書の作成・保管、相続開始後の
執行手続きにいたるまで、山田エスクロー信託が
責任を持って、お手伝いをさせていただきます。

遺言作成・保管諸手続きの流れ

1. 事前のご相談
2. 遺言公正証書の作成
3. 証人の引き受け
4. 遺言書正本の保管と管理
5. 定期的な確認と遺言書の書き換え

遺言執行手続きの流れ

6. 遺言者死亡の通知
7. 遺言書の開示と遺言執行者就職
8. 相続財産の調査
9. 財産目録の作成・交付
10. 遺言の執行手続き
11. 遺言執行完了のご報告

遺言信託にあたって必要となる主な書類

- ☐ 戸籍謄本（推定相続人の確認）
- ☐ 健康保険証等本人確認書類（写）
- ☐ 遺言書（過去作成された方の場合）
- ☐ 不動産登記事項証明書、固定資産税評価証明書
- ☐ 預貯金・信託・有価証券の残高の明細
- ☐ その他所有財産明細
- ☐ 印鑑証明書　など

遺言書の作成

想いを込める

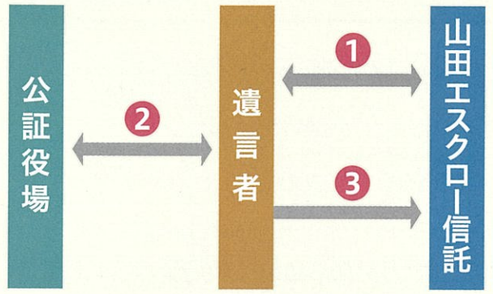

1. 遺言に関する事前のご相談（相談申込書）
2. お客さまによる遺言公正証書の作成
   ※立会人（証人）2人以上
   ※別途公証人費用がかかります。
3. 遺言執行者指定および遺言書保管に関する約定書のご提出

遺言書の保管

想いを託す

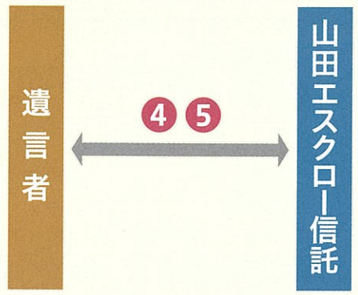

4. 遺言書正本の保管と遺言についての定期的ご照会
5. 遺言書の書き換え
   ※何度でも書き換えることができます。
   （別途手数料がかかります。）
   ※別途公証人費用がかかります。

遺言書の執行

想いを果たす

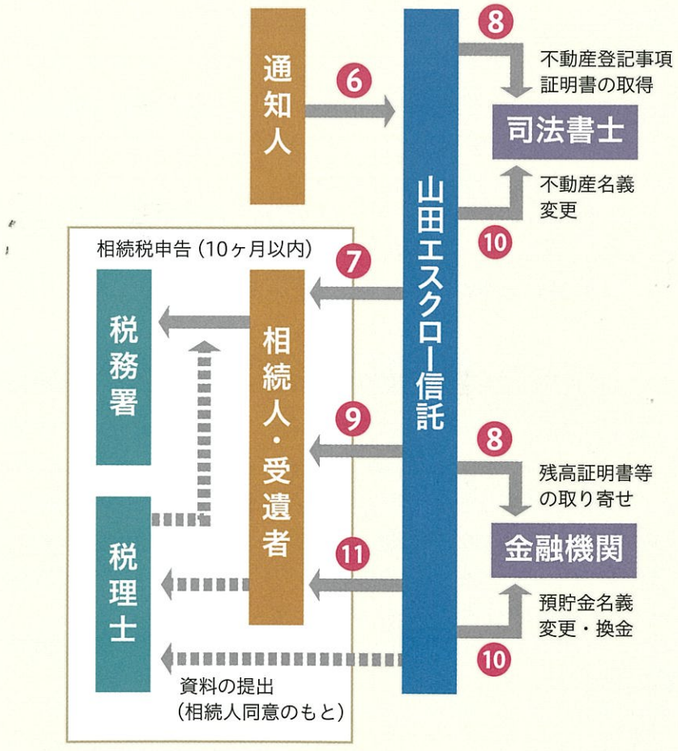

6. 遺言者死亡の通知
7. 遺言書の開示と遺言執行者の就職通知
8. 相続財産の調査
9. 財産目録の作成・交付
10. 遺言の執行手続き
    ※金融機関等の名義変更・換金、司法書士を通しての不動産の名義変更
11. 遺言執行完了のご報告

手数料のご案内

プラン40　ご契約時の取扱手数料を抑えたプラン

①遺言信託 取扱手数料	440,000 円（消費税等込）　※遺言書（正本）の保管料は無料
②遺言変更 手数料	110,000 円（消費税等込）
③遺言執行 報酬額	相続税評価額を基本とした遺言執行対象財産額*に以下の率（消費税等込）を乗じて算出した額の累計額（消費税等込）。 以下の料率にかかわらず、その遺言信託業務のお取扱窓口となった当社提携先の金融機関にお預けの預金や当社提携先の金融機関のお取扱投資信託などお預かり資産、お取扱資産の遺言執行報酬額については一律 0.22%（消費税等込）の特別料率でお取り扱いさせていただいております。 ただし、最低報酬額は 990,000 円（消費税等込）とさせていただきます。 ● 1 億円以下の部分 …… 1.32% ● 1 億円超　3 億円以下の部分 …… 0.66% ● 3 億円超　5 億円以下の部分 …… 0.33% ● 5 億円超　10 億円以下の部分 …… 0.22% ● 10 億円超の部分 …… 0.11%

〈執行報酬〉の計算例（プラン40 の場合）

相続税評価額が 3 億円の場合

A　1 億円 ×1.32%＝1,320,000 円
B　2 億円 ×0.66%＝1,320,000 円
A+B＝2,640,000 円
〈執行報酬額〉2,640,000 円（消費税等込）

総報酬額（①＋③）
3,080,000 円（消費税等込）

＊ 夫婦同時作成の場合は、遺言信託取扱手数料に割引価格（プラン 40：33 万円 / 人、プラン 80：77 万円 / 人）を適用します。
＊ 遺言公正証書作成時に、別途公証人費用がかかります。
＊ 遺言によって信託を設定する場合は、別途手数料が必要となります。
＊ 遺言書作成業務途中での解約には、当社への手数料のほか公証人への手数料が必要となる場合があります。
＊ 相続税評価額を基本とした遺言執行対象財産額とは、資産の種類毎の以下の金額の合計額をいいます。
1. 土地は、路線価地域にある場合には当該土地の正面路線価に公簿面積を掛けた金額をいい、倍率地域にある場合には固定資産税評価額に土地の所在する地域の倍率を掛けた金額とする。
2. 当該土地が貸宅地または借地の場合には、上記金額に底地権割合または借地権割合を乗じて計算した金額とする。
3. 建物は、原則として固定資産税評価額とする。
4. その他の財産は、原則として相続税法に定める評価方法に準じて計算した金額とする。

プラン80　お支払総額を抑えたプラン

①遺言信託 取扱手数料	880,000 円（消費税等込）　※遺言書（正本）の保管料は無料
②遺言変更 手数料	110,000 円（消費税等込）
③遺言執行 報酬額	相続税評価額を基本とした遺言執行対象財産額*に以下の率（消費税等込）を乗じて算出した額の累計額から 1,210,000 円を控除した額（消費税等込）。 以下の料率にかかわらず、その遺言信託業務のお取扱窓口となった当社提携先の金融機関にお預けの預金や当社提携先の金融機関のお取扱投資信託などお預かり資産、お取扱資産の遺言執行報酬額については一律 0.22%（消費税等込）の特別料率でお取り扱いさせていただいております。 ただし、最低報酬額は 440,000 円（消費税等込）とさせていただきます。 ● 1 億円以下の部分 …… 1.87% ● 1 億円超　3 億円以下の部分 …… 0.66% ● 3 億円超　5 億円以下の部分 …… 0.33% ● 5 億円超　10 億円以下の部分 …… 0.22% ● 10 億円超の部分 …… 0.11%

〈執行報酬〉の計算例（プラン80 の場合）

相続税評価額が 3 億円の場合

A　1 億円 ×1.87%＝1,870,000 円
B　2 億円 ×0.66%＝1,320,000 円
A+B－1,210,000 円＝1,980,000 円
〈執行報酬額〉1,980,000 円（消費税等込）

総報酬額（①＋③）
2,860,000 円（消費税等込）

〈 遺言執行時のその他費用 〉

上記以外にお客様にご負担いただく費用は、以下の通りです。

● 相続税申告および準確定申告等にかかる税理士報酬
● 不動産相続（遺贈）登記に係る登録免許税および司法書士報酬
● 戸籍・除籍謄本、固定資産税評価証明書、不動産登記事項証明書等の取寄費用
● 預貯金等残高証明書発行手数料

株式会社 山田エスクロー信託

本社 〒220-0004 横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル15F
TEL 045(325)5081 FAX 045(325)5085
URL: https://www.y-escrow-trust.co.jp

尚、当社は全国に支社・支店を開設しております。ご相談は支社・支店においても承ります。支社・支店の所在地は、当社ホームページにてご確認ください。